

(現行)4,600万円(補助率10/10) ⇒ (令和5年度~)5,300万円(補助率10/10)

◆制度概要

- ・既存施設の老朽化が進展し、耐震安全性が不明又は、耐用年数が超過している施設が増加している中、地域運営拠点となる「地域集会施設」の永続的な確保を支援するため、1つのまちづくり協議会あたり1施設を基本として、建替え・解体撤去に対して、令和2年度に補助制度を創設
(令和6年度末までに地域が選定)

◆現状の課題

- ・近年の建築資材等の高騰により、建替えに与える影響は大きく、必要な資金(地域負担)が原因で、防災の役割も備えた公共的な施設である地域集会施設の耐震安全性の確保が進まないことは制度の趣旨目的にそぐわないことから、支援の拡充が必要

◆対応策

- ・地域集会施設設置補助金の上限額の見直しによる耐震年数を超過する施設等の耐震安全性の確保

北鶴橋振興会館・老人憩の家

建築年度	耐用年数 超過年度	住所	建築面積 (㎡)	土地面積 (㎡)
昭和61年	令和13年	鶴橋2-11-30	141.81	431.71

【建替え時期】

- ・ 令和6年度までに建替え対象とするか選択
- ・ 耐用年数が令和13年度であるため、それ以降の建替え可能

【建替えへの補助金】

- ・ 上限5,300万円
- ・ 補助率 10/10

建替え対象の場合

【こちらを現地で建替えとして選択した場合】

- ▶ 会館の広さが守られる。
- ▶ 厨房などの新しい設備を作ることが出来る。

建替え支援は、
1 地域活動協議会エリア1施設のみ

北鶴橋老人憩の家

建築年度	耐用年数 超過年度	住所	建築面積 (㎡)	土地面積 (㎡)
昭和50年	令和2年度	鶴橋3-5-34	79.06	99.42

【建替え時期】

- ・ 令和6年度までに建替え対象とするか選択
- ・ 耐用年数超過施設であるため、建替え可能

【建替えへの補助金】

- ・ 上限5,300万円
- ・ 補助率 10/10

建替え対象の場合

- ▶ 対応年数超過施設であるため、施設の問題がクリアされる。
- ▶ 地域の拠点となる会館が小さくなる。

【廃止した場合】

- ▶ 運営管理費の赤字が解消される。